

CO₂を削減し、経済性・快適性も向上

省エネ建築物のススメ

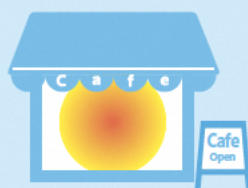
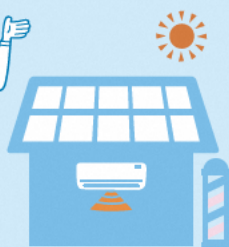
省エネ建築物とは

省エネ性能に関する基準

建築物のエネルギーを賢く使えること!

建築物で使う暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機のエネルギー消費量に関する基準があります。
(一次エネルギー消費量基準)

高効率のエアコンや給湯器、LED照明にして、エネルギーを上手に使うんですね!



屋根・外壁・窓などの断熱性能を高めることも大切です。

省エネ建築物のメリット

メリット① 地球環境への貢献



省エネ性能の高い建築物を建てることを通じて、CO₂排出量を削減し、地球環境問題に貢献することができます。

メリット② 経済性の向上



省エネ性能の高い機器・設備を導入することで、エネルギーの使用を削減でき、経済的に。また、断熱性能に配慮した建築物とすることにより、設備のダウンサイジングにも繋がります。

メリット③ 一年中快適な空間に



断熱性能が高く、通風・換気効率の良い適切な設計により建てられた建築物は、少ないエネルギーで快適な室内空間を保つことができます。また、結露の防止にもつながります。

メリット④ 災害時の事業継続性の確保

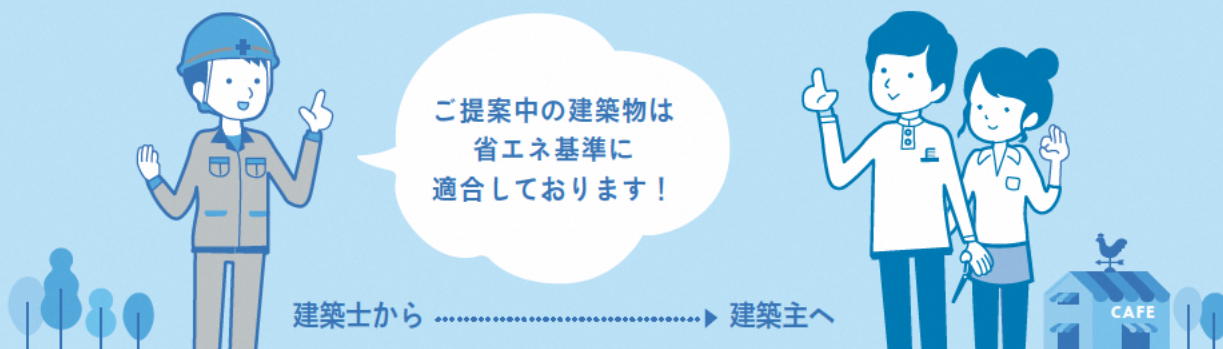


省エネ性能を高め、さらに太陽光発電やコージェネレーションシステムなどを備えておけば、省エネになるだけでなく、停電時や災害時など、もしもの時に頼りになります。

説明義務制度とは

建築士は、300㎡未満の建築物の新築や増改築の設計を行う際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について書面を交付して説明することが、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」で義務付けられています。また、建築主は、建てようとする建築物について、省エネ基準に適合するよう努力義務が同じ法律で課せられています。建築士から積極的に説明を求めて、省エネ基準に適合する建築物を目指しましょう。

※建築主が説明を希望しない旨の意思表示をした場合、建築士から説明は行われません。



説明内容

- ① 省エネ基準への適否
- ② (省エネ基準に適合していない場合) 省エネ性能確保のための措置の内容

制度・省エネ基準に関するご質問は
一般財団法人建築環境・省エネルギー機構

省エネサポートセンター
☎フリーダイヤル 0120-882-177
(受付時間：平日 9：30～12：00 / 13：00～17：30)

設計・工事監理に関するご質問は
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会

建築物省エネ アシストセンター
TEL：03-5276-3535
(受付時間：平日 10：00～12：00 / 13：00～16：00)

建築士からの省エネ性能の説明に関するご相談は
各地域の建築士事務所協会

電話番号は で
※不明な場合は、日本建築士事務所協会連合会へ問合せください。
TEL：03-3552-1281 URL：http://www.njr.or.jp/

省エネ基準への適合を希望します 氏名

建築士からの評価及び説明を希望しない場合には、以下についてご記入下さい。

建築士の氏名 殿 年 月 日
 建築士 登録 第 号 建築主の名称
代表者の氏名
建築物の所在地

評価及び説明を要しません